

うるま市スクールバス運営に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、遠距離通学により多大な不便をきたしている地域の園児及び児童生徒の通園通学の利便を図り、もって園児及び児童生徒の通学時の安全確保を図ることを目的に、うるま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施するうるま市スクールバス（以下「スクールバス」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 スクールバスを利用することができる者は、次に掲げる者とする。ただし、園児の利用については、4歳児及び5歳児とする。

- (1) 昆布地区から川崎幼稚園、川崎小学校、あげな中学校へ通学している園児及び児童生徒
- (2) 照間地区から与那城幼稚園、与那城小学校へ通学している園児及び児童
- (3) 島しょ地域から彩橋幼稚園、彩橋小中学校へ通学している園児及び児童生徒
- (4) 教育長が認めた園児及び児童生徒

(運行経路及び乗降場所)

第3条 スクールバスの運行経路及び乗降場所は、スクールバスを利用する園児又は児童生徒が通園通学する幼稚園の園長及び学校の校長（以下「校長等」という。）の意見を聴いて教育長が定めるものとする。

(利用する園児及び児童生徒の報告等)

第4条 校長等は、スクールバスを利用する園児及び児童生徒について、スクールバス利用報告書（様式第1号）を作成し、利用する1か月前までに教育長に報告しなければならない。

- 2 スクールバス利用者の保護者は、スクールバスを利用しようとする2か月前までにスクールバス利用申請書（様式第2号）を校長等に提出しなければならない。また、転出、転居等により、利用内容に変更等が生じた場合は、スクールバス利用内容変更届出書（様式第3号）を学校長等へ提出しなければならない。
- 3 校長等は、前項の届出があった場合は、速やかに教育長に報告しなければならない。

(利用者の心得)

第5条 利用者は、次の各号を守らなければならない。万が一守れない場合は、スクールバスの利用を停止することができる。

- (1) 運転者の指示に従うこと。
- (2) 決められた乗降場で乗降すること。
- (3) 車内で騒がないこと。
- (4) 通学に必要なもの以外は車内に持ち込まないこと。
- (5) スクールバスが決められた運行時間どおり運行できるように協力すること。
- (6) 車内をいつもきれいに気持ちよくするように心掛けること
- (7) 車内の施設及び車体を損傷しないこと。万が一利用者の故意及び過失により損傷した場合は、修繕に要した費用を請求するものとする。

(利用料)

第6条 スクールバスの利用料については、無料とする。

(運行業務の委託)

第7条 スクールバスの運行は、運送事業者に業務委託し、実施するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年2月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。